

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

岩手県人事委員会規則第 8 号

委員長 及 川 卓 美

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年岩手県人事委員会規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 を次のように改める。

3 花巻市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 事務局次長
市長の事務部局	本庁	部長 課長 総務課の課長補佐、主任主査及び副主幹 財政課の課長補佐、主任主査、副主幹、副主任主査及び財政主査 政策推進課の課長補佐 市民課の課長補佐 地域福祉課の課長補佐 農林課の課長補佐（人事及びサービスの事務を担当する者に限る。） 管理課の課長補佐 防災企画課の課長補佐
	総合支所	支所長 支所次長 課長
	清掃センター	所長
	保育園	園長（南城保育園、西公園保育園、日居城野保育園、湯本保育園、宮野目保育園、笹間保育園、湯口保育園及び大迫保育園の園長に限る。）
	保健センター	所長
	医療センター	院長 診療科長 事務長 看護師長
	華の苑	事務長
収入役の補助組織		会計課の課長
教育委員会の事務局等	事務局	教育長 教育次長 課長 総務課の課長補佐
	事務所	事務所長
	博物館	副館長（サービスの事務を担当する者に限る。）
	文化会館	館長
	小学校及び中学校	校長 教頭
	学校給食共同調理場	所長（花巻学校給食共同調理場及び南城学校給食共同調理場の所長に限る。）
	給食センター	所長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

別表第 1 の 11 を次のように改める。

11 二戸市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 総括主幹
市長の事務部局	本庁	企画政策室長 部長 課長 企画政策主幹 企画調整主幹 プロジェクト推進主幹 福祉企画総括主幹 福祉支援総括主幹 保健国保総括主幹 室長（財産管理室の室長に限る。） 総務課の主幹及び主査 財産管理室の主査 財政課の副主幹及び主査

	総合支所	支所長 課長
	福祉事務所	所長
	診療所	所長 事務長
	保育所	所長
	保育園	園長
	白梅荘	所長
収入役の補助組織		会計課の課長
教育委員 会の事務 局等	事務局	教育長 教育次長 課長 総務企画課の主幹
	小学校及び中 学校	校長 教頭
	学校給食セン ター	所長（浄法寺学校給食センターの所長に限る。）
選挙管理委員会の事務局		書記長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

別表第1の21から23までを次のように改める。

21から23まで 削除

別表第1の50を次のように改める。

50 洋野町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事 務部局	本庁	課長 室長（行政改革推進室の室長に限る。） 総務課の課長補佐
	病院	院長 副院長 外科医長 内科医長 事務長 看護師長
	診療所	所長
	歯科診療所	所長
収入役の補助組織		会計課の課長
教育委員 会の事務 局等	事務局	教育長 課長
	事務所	所長
	小学校及び中学校	校長 教頭
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

別表第1の53を次のように改める。

53 削除

別表第1の55及び56を次のように改める。

55及び56 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。